（日曜日休刊）　（定價金二錢）

（明治十九年十月一日改正）

時事新報定價

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

時事新報社ヨリ直接ニ郵送ニテ送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月ニ六錢ノ郵税料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金一行ニ付

| 一行廿四字詰 | 一日限 | 二日以上六日迄 | 七日以上十五日迄 | 十六日以上 |
|---|---|---|---|---|
| 自一行至十行 | 銭八厘 | 銭七厘 | 銭二厘 | 六銭八厘 |
| 自十一行至三十行 | 銭七厘 | 六銭 | 五銭九厘 | 五銭五厘 |
| 三十一行以上 | 六銭五厘 | 五銭八厘 | 五銭五厘 | 五銭五厘 |

# 時事新報

第千四百二十五號　金曜日

明治十九年十一月五日（己巳）

日入午後六時二十七分
出午後五時四十分
月入午前一時四十分
出午前一時四十分
潮干午前十一時五十六分

（西暦一千八百八十六年）

## 時事報報

### 地方税支出の法如何

現今日本の社會は改良進歩の大勢に乘ずるものにして外人の雜居許さゞる可らず海陸の軍備擴張せざる可らず鐵道の線路伸張せざる可らず衣食住の事改良せざる可らず交際往來の法亦宜しく改む可し經國經世の大事より一家一身上の細事に至る迄何れも改良進歩の途に在りて而も焦眉の急に迫り居る事あれと目下我社會の改良進歩は寸時も徘徊躊躇の態をおそべきふあらざるなり、よしさらば日本社會の方向は改良進歩にあるものと一定したる處ふてさて其途に進むふ當り第一に先立つものは金錢の沙汰あり文明の世界は即ち金錢の世界にして之ふ達せんとするに金錢あくては叶はぬ事れば改良進歩と謀ると同時に金錢を造り出す事第一の緊要事として世間に殖産興業の談議の喧ましき事竟て れが爲先あらんあれとも殖産興業の事は一朝にして起るべきに傍らを、よし又起りたるとするもその得益は即刻直ふ收納すべきものふもあらを左りとて世界の大勢を顧れば文明進歩の風潮は日ふ駸々たる其中ふ處して獨り徘徊躊躇す可きれ時ふあらざをを兎に角今代の日本人は改良進歩の愉快と實益とを買ふが爲ふ公に私ふ金錢を費すこと多きものと覺悟は極先あながらも其これを費すの方法如何に至りては大ふ勘辨あるべき事にして殊に府縣一地方の經濟を理するに當りてふの邊の注意最も肝要ふる可し

我輩地方の人に接して其言ふ聞くに明治十二年府縣會の始て開けし以來兩三年は何をの議場にても所謂減額論流行し民力の負擔に堪へずとう不急の土木見合すべしとか申す辭い原案拒絶の城壁とふり事の經費前後はさて置き一厘一毛にても原案の金額さへ節減を得れば夫にて人民の依托は盡したるもの丶如くに思ひ込み當人れ得意は勿論、傍人も之を喝采する程の有樣あれば一方に於ては原案者も眼かゞめ此事情と諸料し原案の金額ふ二三割の減額をふして之を議場に持出し討論辨駁の末終に原方二三割の減引にて丁度その中を得たるが如き奇談も往々あきふしも非ざりしが數年來の經驗と社會一般人智の進歩とによりて近來は斯る奇談の沙汰も消へ失せたるのミか却て議會の方より進んで新事業を起し殖産の增加を促がす事さへ多るふ至りさりと云ふ然るに並に注意すべ迄は今後地方税支出の事なり前記の如く目下日本は社會の改良進歩の途に在るものにして地方税の支出に係る事項即ち警察、土木、豐饒、教育、衛生等の事は今後何れも改良擴張と要するものならん數年の後外人內地に雜居する事ともあらば現行の法律と改正するふ共に今の警察監獄の制の如きも大ふ改良を要する事あらん鐵道の便開けて運輸交通繁劇あるに至れば道路の開通、橋梁の改築等も亦隨て必要を感ぜることならん其他教育衛生の事とても一ふして改良擴張を要せざるものなかるべければ今後地方税の支出は益す增額の方に傾くものと覺悟せざるべからず日本社會改良進歩の爲光となれば税額の增加は敢て恐るゝ所ふ非ずとするも其金を消費するの方法に至ては大に勘辨を要すべき事あり今の日本社會は改良進歩の大勢に乘ずて公に私ふ金錢を費すこと多く申さば事多くふして金錢逼迫れ時あれば能く事の前後緩急を分別し經濟の要を誤ることなくふて巧に之と理せるの考案最も大切あらん例へば專ら教育の事にのみ力を用ひて眞方ふ尊ゆるの壯觀あるも顧みて管內の道路を看れば修繕行屆かずふて鋼木橋梁、車馬と通せず新道の開鑿半ばふして廢ふして舊路の枝折漸く著ゆべからず病らふ行人を去て路岐に泣うしひるが如き或は警察の仕組はよく整頓ふて十二分にまで行屆況微を滿らさず細を遺さず恰も摩姑の手を借りて痒と搔くの想ありとゆへとも願て河川の治水法を看れば姑息懶惰を是れ事とし堤防は崩るゝふ任せ水は流るゝに任せ一朝暴雨洪水の襲あり稻田麥圃の流失したる後に至りて空しく損害の大なるを悲しひが如き總て此等の類の事は皆甚ざ妙あらず大に當局者の勘辨を要する所あるべし並し日本社會今日の情態は實既ふ論じたる如く多事多難にして事ふ金錢に逼迫ふる折柄なれば一府縣內の小經濟の如きは一處ふ於て異常ふ省く所なきと得ざるべしさりとては後來改良進歩の上に障碍を與ふると少なからざれば能く事の前後緩急を考へ或は事の重大にして多額の費用と要するものは一時一年度に支出せずして之を兩三年度に支出せるの便法もあるみとなふんとにふく最後の目的を改良進歩と定めふ其釣合ひを失はず整然其方向に進まんふと地方税支出の經濟に就て我輩の希望する所なり

（昨日の社説中下より十五行目に「後て我輩の同感同説なる相場所の改革を一時に施行せば孤だ殘念あるに似たれども」とあるは一時に施行せざるなるの誤植なり）

## 官報

〇遞信省告示第九十七號

來ル明治二十年一月一日ヨリ香港驛逓局ノ媒介ヲ以テ焦行スル郵便爲替取扱方左ノ通變更ス

一 濠洲及印度等ヘ振出ノ爲替ハ香港驛逓局ニ於テ媒介手數料トシテ爲替一口毎ニ其金額二百分ノ一ヲ引去ル

一 ストレーツセツトルメントヲ海峽植民地ヘ振出ノ爲替ハ左ノ割合ヲ以テ爲替料徴收ス

爲替金額二十五圓以上五十圓迄　三十五錢
同二十五圓以上五十圓迄　七十錢

明治十九年十一月四日　逓信大臣榎本武揚

〇東京府告示第百七號

小笠原島東京府出張所ヲ自今東京府小笠原島廳ト改稱ス

明治十九年十一月四日　東京府知事高崎五六

〇軍艦發著　金剛艦は去月二十六日品海拔錨同日館山に投錨せり又鳳凰艦は去る一日ポルトサイドに着去三日コロンボに向け出艦せり

〇朝鮮との和親及通商條約　先頃朝鮮國京城に於て締結せられたる佛國和親及通商條約は不日佛國南議院の會議に附せらるべき筈なり該條約に據れば佛國人は佛國領事裁判所の裁判を受け其の所有權は毒も侵犯せられざる筈なり又開港場に元山及鎭山、開市場は京城及鴨花鎭にして朝鮮國內地の旅行免狀は領事之を下附し內地に於ては佛國人の貨物を購買するとを許さず又賠償金は之を朝鮮人に下附する事輸出の貨物に於ては之を取扱ふ事なり又朝鮮國の關稅場へ輸入せし佛國の貨物は一たび關稅を納めたる後之と同類自餘の關稅場に輸送するとあるも更に稅金を納ふに及ばず此の外貨物に對しては內地に於ては毒も附加稅を課せず又港國の船舶に對する入港税は貿易場數一噸に付き墨西其貨幣三十仙にして朝鮮國政府は佛國に許與するに最恵國民の待遇を以て本條約は實施の日より十箇年間は改正するとを得ざる權利にて之を改正せんと欲するとき或は約國の一方に於て其の義務を爲さゞる一方輸の其の旨を通知せざるへからず

右和親及通商條約には二種の附則あり即第一は朝鮮國に於ける佛國人民の貿易規則、第二は輸入稅則にして第一の規則は分ち三章とす即左の如し

第一章　出入船舶ノ事　凡佛國船舶ノ船長ハ著港後四十八時間內ニ船書類ヲ佛國領事館ニ差出シ領事ノ領收書ヲ受取リ之ヲ朝鮮國稅關ニ差出サヽル可ラス」又船長ハ之ト同時ニ其船舶入港ノ届出ヲ爲シ其ノ積荷目錄ノ公正謄書ヲ差出スヘシ」此等ノ法式ヲ履行スル以前ニ於テ其ノ積荷ヲ他ノ船舶ニ積換ヘタルトキハ船長ハ墨西其貨幣百弗以下ノ罰金ニ處セラルヘシ

出港セント欲スル船舶ノ船長ハ輸出積荷目錄ヲ稅關ニ差出スヘシ然ルトキハ稅關ハ出港免狀ヲ下附シ又船書類ニ關スル佛國領事ノ領收書ヲ返付スヘシ」此等ノ法式ヲ履行セサル船長ハ墨西其貨幣二百弗以下ノ罰金ニ處セラルヘシ

佛國汽船ハ一日內ニ入港ト出港トヲナスコトヲ得ヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ港場ニ於テ陸揚シ又ハ他船ニ積換ヘタル貨物ノ外稅關ニ差出スヘキ積荷目錄中ニ記載スルニ及ハス

第二章　船貨陸揚及積込ノ事並ニ稅金及佛ノ事　凡船貨ノ陸揚ハ其ノ輸入者ヨリ陸揚願書ヲ稅關ニ差出シタル上ニアラサレハ之ヲ行フコトヲ得ス但シ貨物ノ陸揚ニ關スル佛國領事ノ領收書ヲ返付スヘシ」此等ノ法式ヲ履行セサル船長ハ墨西其貨幣二百弗以下ノ罰金ニ處セラルヘシ

佛國汽船ハ一日內ニ入港ト出港トヲナスコトヲ得ヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ港場ニ於テ陸揚シ又ハ他船ニ積換ヘタル貨物ノ外稅關ニ差出スヘキ積荷目錄中ニ記載スルニ及ハス

第二章　船貨陸揚及積込ノ事並ニ稅金及佛ノ事　凡船貨ノ陸揚ハ其ノ輸入者ヨリ陸揚願書ヲ稅關ニ差出シタル上ニアラサレハ之ヲ行フコトヲ得ス但シ貨物ノ陸揚ニ關スル佛國領事ニ依リ積荷目錄ヲ呈出セシムルトキハ稅關ハ右陸揚願書ニ依リ積荷目錄ヲ訂正ス其他格ノ修定ニ付キ異論ヲ生スルトキハ稅關監定官及輸入者ヨリ差出シタル評價人ヲシテ其ノ價格ヲ鑒定セシメ稅關長ハ此ノ鑒定價格ニ從ヒ納稅セシムルトキ又ハ其ノ價格ニ百分ノ五ヲ加ヘテ該品ヲ買上ルトキハ其自由ニ任ス」輸出セント欲スル貨物ノ積込ノ爲メ陸揚スルトキハ其ノ陸揚ノ日ヨリ日出マテノ間並ニ日曜日及祭日ニ於テハ貨物ノ積込ミ及之ヲ陸揚スルヲ許サス但シ稅關ノ特許アルトキハ別ナリトス

第三章　稅關監査ノ事　稅關ハ積込又ハ陸揚ノ場所及日時ニ關シテ規則ノ執行ヲ監督セシムルカタメ其ノ官吏ヲ佛國船舶中ニ派遣スルコトヲ得ヘシ」凡佛國人ニシテ禁制品若クハ屆書中ニ記載セサル物品ヲ積込ミ若クハ陸揚セント謀ルトキハ該品ノ價格ニ二倍ノ罰金ヲ課シ且其品ハ之ヲ沒收スヘシ」總テ虛偽ノ屆書ヲ用ヒタル者ニハ二百弗以下ノ罰金ヲ課スヘシ

又條約書に添附せる輸入稅目は貨物を分ちて無稅輸入品、五分又は七分五厘又は一割若くは二割の從價稅を課する貨物輸入禁制品の六類とす右稅目表は一ヶ玆に之を列擧するも紙はされは余輩は唯簡略に其の類別を示すに過ぎず但し第二類乃至第四類即五分、七分、五厘、及一割の從價稅を課すべき貨物は開港場中最重立たるものにして殆ど佛蘭西國開の輸貨物品を網羅し第五類及第六類は一層多額の稅金を負擔するに足るべき貨價を有する物品若くは軍用品を包含せり

又右附則の末項は朝鮮國に於ける外國船舶の書類に關するものにして此の種の書類には總數一箇に付き墨幣は二十五仙元船は五十仙の祝金を課すべき筈なりと云ふ

（以上本年十一月四日官報）

## 雜報

〇英國國會議員撰擧の費用　昨年八百八十五年英國下議院の議員撰擧に於て全國撰擧者の數は五百六十九萬三千七百五十三人內イングランド ウエールス を合して四百三十九萬千二百六十八人スコットランド五十六萬五百八十人アイルランド七十四萬千九百十三人ふして候補者は一千三百三十三人（內六百六十八人を議員とす）なりしが此候補者たる人々が賄賂禁制規則の範圍內ふ於て撰擧の費用と為て用意せし金額はイングランドとウエールスと合して八十五萬四千六百五十六磅にて實際の消費高八十三萬五千四百五十八磅アイルランドは用費金七萬四百五十五磅ふ於て既に用ひたるものと以て開會する由を聞くすべき筈此程本縣より參着せべき由を通ぜり東京に於て最も評判ある丶の有樣となり者ふ於て改良を加へる丶の有樣となり者ふ於て改良を加へる丶の有樣となり者ふ於て改良を加へる